

様式第四号

法人名 社会医療法人 聖医会
所在地 鹿児島県枕崎市緑町220番地

※医療法人整理番号 0 0 5 4 2

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月 31日)

(単位:千円)

	基金 (又は出資金)	積立金				評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
		代替基金	設立時積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
令和 6年3月31日 残高			816, 777	△ 220, 646	596, 130				596, 130	
会計年度中の変動額										
当 期 純 利 益				△ 113, 865	△ 113, 865				△ 113, 865	
会計年度中の変動額合計				△ 113, 865	△ 113, 865				△ 113, 865	
令和 7年3月31日 残高			816, 777	△ 334, 512	482, 265				482, 265	

(単位:千円)

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 社会医療法人 聖医会

※医療法人整理番号 0 0 5 4 2

所在地 鹿児島県枕崎市緑町220番地

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	5,104,192	8,651	1,071	511,772	3,208,494	1,903,278	1,903,278
	構築物	63,714	0	0	63,714	41,179	3,145	22,534
	医療用器械備品	1,066,624	68,801	6,710	1,128,715	882,270	42,848	246,444
	その他の器械備品	305,311	15,426	525	320,212	200,467	37,992	119,745
	車両及び船舶	59,534	8,153	7,919	59,769	49,263	3,359	10,505
	土地	304,271	15,641	0	319,913	0	0	319,913
	建設仮勘定	160	0	0	160	0	0	160
	その他の有形固定資産	3,663	0	0	3,663	0	0	3,663
	計	6,907,471	116,676	16,226	7,007,921	4,381,676	1,990,625	2,626,245
無形固定資産	電話加入権	879	0	0	879	0	0	879
	ソフトウェア	73,821	6,023	0	79,845	68,148	4,400	11,697
	計	74,701	6,023	0	80,724	68,148	4,400	12,576
その他の資産	出資金	22	0	250	22	0	0	22
	役員等長期貸付金	202,141	28,743	18,750	212,133	0	0	212,133
	敷金	5,000	0	0	5,000	0	0	5,000
	保険積立金	204,902	33,130	0	238,033	0	0	238,033
	長期前払費用	4,881	1,393	3,103	3,171	0	0	3,171
	奨学金引当金	△ 103,371	△ 10,704	△ 18,348	△ 95,727	0	0	△ 95,727
	計	313,576	81,616	32,558	362,633	0	0	362,633

(注) 建物の増加・・・・・・・・・非常放送設備更新等

医療用器械備品の増加・・・・・・デジタルマンモグラフィシステム、電子カルテサーバー更新、タナバールクレプ[®] TC-K600等

車両運搬具の増加・・・・・・・・・公用車

器具備品の増加・・・・・・・・・電子カルテ端末PC62台等

無形固定資産の増加・・・・・・電子カルテ用ソフトウェア62式等

4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）

5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。

6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

様式第六号

法人名 社会医療法人聖医会
所在地 鹿児島県枕崎市緑町220番地

※医療法人整理番号 00542

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	87,888	85,912	87,888		85,912
退職給付引当金	176,984	10,759	8,077		179,666
奨学金引当金	103,371	10,704	18,348		95,727

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名 社会医療法人聖医会
所在地 鹿児島県枕崎市緑町220番地

※医療法人整理番号	00542
-----------	-------

借 入 金 等 明 細 表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	484,000	500,000	0.95%	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	288,344	521,923	1.18%	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	1,357,704	1,229,088	1.18%	—
医療機関債	250,000	250,000	1.10%	令和9年8月
合 計	2,380,048	2,501,011	—	—

長期借入金（一年以内に返済予定のものを除く）及び医療機関債の返済予定表

区 分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金（一年以内に返済予定の	468,731	511,486	158,756	123,576

- 1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
- 2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
- 3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
- 4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
- 5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

様式第八号

法人名 社会医療法人聖医会
所在地 鹿児島県枕崎市緑町220番地

※医療法人整理番号 00542

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の一号

法人名 社会医療法人 聖医会
所在地 鹿児島県枕崎市緑町220番地

※医療法人整理番号 0 0 5 4 2

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事 業 費	本 部 費	計			
材 料 費	403,024	—	403,024	10,846	—	413,871
給 与 費	1,934,834	—	1,934,834	123,727	0	2,058,562
委 託 費	99,116	—	99,116	2,502	0	101,618
経 費	516,015	—	516,015	44,374	2,736	563,126
売 上 原 価	—	—	—	—	—	—
その他の事業費用	0	—	0	0	0	0
計	2,952,991	—	2,952,991	181,451	2,736	3,137,179

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当なし

2 資産の評価基準及び評価方法

①棚卸資産

最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定額法

なお、主な耐用年数は次のとおり

建物	2～47年
構築物	2～15年
医療用器械備品	3～10年
その他の器械備品	2～11年
車両運搬具	2～6年

②無形固定資産 定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準により行っています。ただし、ソフトウェア（法人内使用分）については、法人内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により行っています。

4 引当金の計上基準

①賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当会計年度に負担すべき額を計上しています。

②退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当該会計年度末における退職給付債務を簡便法（当法人が負担する退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算し、計上しています。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込み方式によって行っています。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

①補助金等の会計処理

固定資産を購入する目的で受取った補助金等については、受取った会計年度に一括して収益として計上しています。

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当なし

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

(1) 収益業務からの繰入金の状況

繰入純額期首残高	▲8,918 千円
当期繰入額	一千円
当期元入額	一千円
繰入純額期末残高	▲8,918 千円

9 担保に供されている資産に関する事項

(1) 担保に供されている資産

・土地	227,355 千円
・建物	1,888,365 千円

(2) 担保に供されている債務の種類及び金額

・医療機関債	250,000 千円
・借入金	1,931,011 千円

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

該当なし

11 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

1 2 重要な後発事象に関する事項

該当なし

1 3 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

① 減価償却累計額 4,381,676 千円

独立監査人の監査報告書

令和7年6月16日

社会医療法人 聖医会
理 事 会 御中

高橋雷太公認会計士事務所

鹿児島県鹿児島市

公認会計士

松枝公認会計士事務所

鹿児島県鹿児島市

公認会計士

監査意見

私たちは、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人聖医会の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たちの計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。